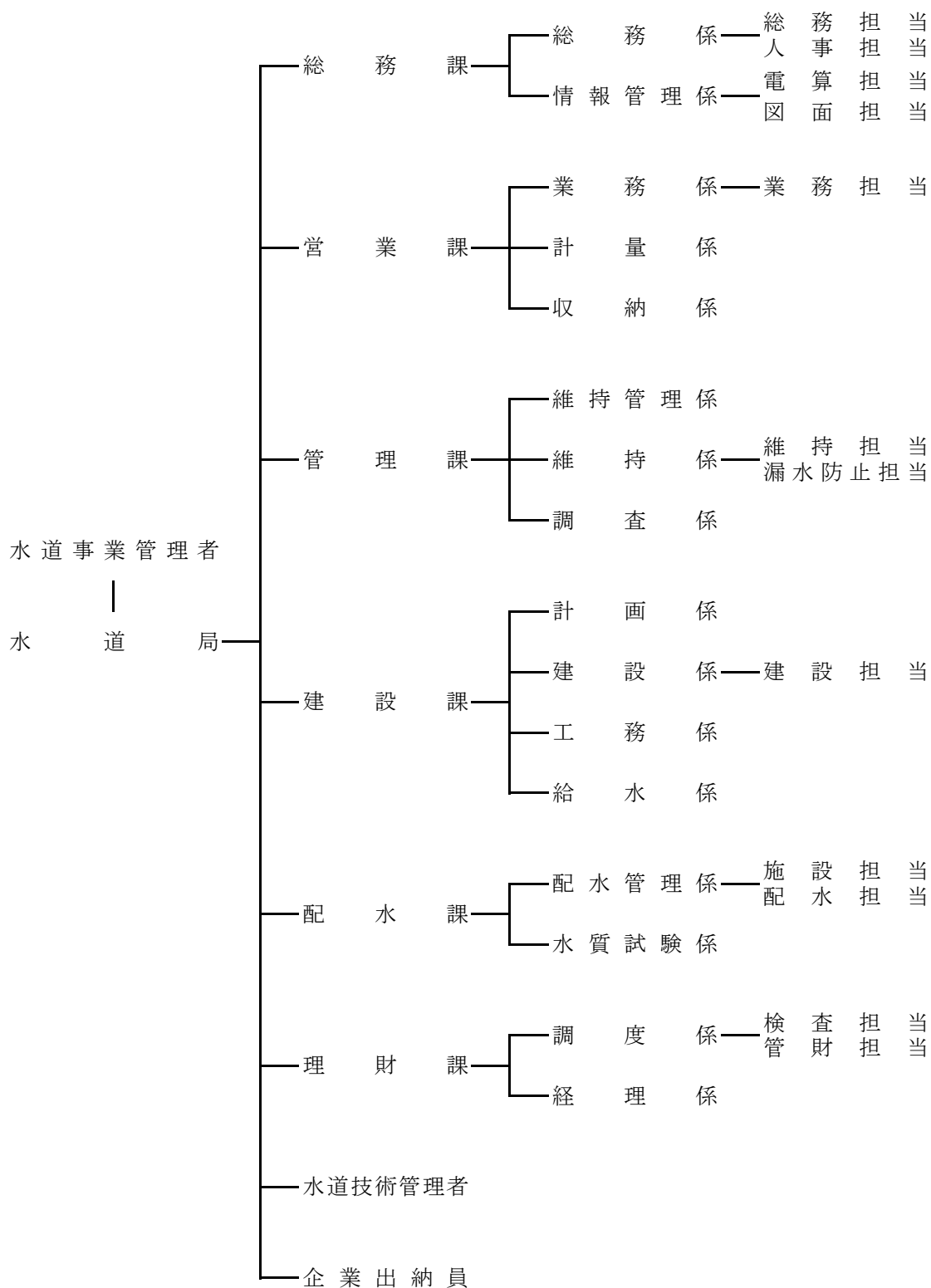


IX 機構

1 機構図

平成20年3月31日現在



2 事務分掌

総務課

総務係	<p>局事業運営上の重要事項の調査研究、企画及びその実施の総合調整に関すること。</p> <p>局業務の総合的事務改善に関すること。</p> <p>局内の各課の所管事務の連絡調整に関すること。</p> <p>局の儀式、秘書及び渉外事務に関すること。</p> <p>公印の保管並びに文書の收受、配布、発送、保存、浄書及び印刷その他文書事務に関すること。</p> <p>条例、規則及び管理規程等の制定改廃及び解釈に関すること。</p> <p>統計調査に関すること。</p> <p>事業の広報宣伝（局報を含む。）及び広聴に関すること。</p> <p>八尾市水道事業給水条例(以下「給水条例」という。)の違反に係る処分に関すること。</p> <p>防災対策計画に関すること。</p> <p>電話の交換及び庁内放送に関すること。</p> <p>職員の任免、分限及び懲戒並びに職員の表彰その他身分に関すること。</p> <p>職員の服務に関すること。</p> <p>職員の研修及び勤務能率に関すること。</p> <p>給与及び旅費並びに退職手当に関すること。</p> <p>所得税の源泉徴収並びに府県民税及び市町村民税の特別徴収に関すること。</p> <p>職員互助会、共済組合、健康保健組合及び職員厚生会に関すること。</p> <p>職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。</p> <p>日宿直に関すること。</p> <p>労務管理に関すること。</p> <p>職員の厚生に関すること。</p> <p>局及び課の庶務に関すること。</p> <p>他の主管に属しないこと。</p> <p>その他主管に関すること。</p>
情報管理係	<p>情報システムの有効利用に係る調査研究、企画及び調整に関すること。</p> <p>情報システムの管理、運用、開発及び変更に関すること。</p> <p>配水管管理図及び給水戸番図の精度保持及び更新に関すること。</p> <p>その他主管に関すること。</p>

営業課

営業係	<p>営業企画に関すること。</p> <p>水道料金、下水道使用料等の調定に関すること。</p> <p>水道料金領収書等の作成に関すること。</p> <p>水道料金、下水道使用料等の収入及び未収照合に関すること。</p> <p>水道料金、下水道使用料等預金口座振替制及び納付制に関すること。</p> <p>局の受付業務に関すること。</p> <p>開閉せんの受付並びに量水器の取付及び撤去に関すること。</p> <p>窓口収納事務に関すること。</p> <p>課の主管に属する統計の総括に関すること。</p> <p>課の庶務に関すること。</p> <p>その他主管に関すること。</p>
計量係	<p>使用水量の計量及び認定に関すること。</p> <p>計量結果の審査に関すること。</p> <p>計量結果に対する調査等申し出に関すること。</p> <p>計量障害の解消に関すること。</p> <p>計量事務の委託に関すること。</p> <p>用途の認定及び変更に関すること。</p> <p>ハンディターミナル及び関連機材の管理に関すること。</p> <p>量水器取替に関すること。</p> <p>公営鉄筋住宅等の料金計算の申請に関すること。</p> <p>その他主管に関すること。</p>
収納係	<p>水道料金、下水道使用料等の集金に関すること。</p> <p>水道料金、下水道使用料等の入金及び未収照合に関すること。</p> <p>預金口座振替制及び納付制による入金整理に関すること。</p> <p>集金事務の委託に関すること。</p> <p>使用の中止及び廃止による料金精算事務に関すること。</p> <p>滞納整理に関すること。</p> <p>給水停止処分に関すること。</p> <p>未収貸倒れ損の処理手続に関すること。</p> <p>領収書等の整理及び保管に関すること。</p> <p>その他主管に関すること。</p>

管 理 課

維持管理係	<p>給水装置、配水管、配水枝管及び同付属設備の修繕の受付に関する事。</p> <p>修繕工事代金の調定及び精算に関する事。</p> <p>修繕工事代金の納入通知書の作成に関する事。</p> <p>無線通信装置の維持管理に関する事。</p> <p>修繕作業の委託に関する事。</p> <p>給配水管修繕及び補修工事に伴う道路掘削跡路面本復旧工事に関する事。</p> <p>給配水管修繕及び補修工事に伴う道路掘削申請に関する事。</p> <p>予定価格が別に定める随意契約の範囲を超えない工事請負契約に関する事。</p> <p>課の主管に属する統計の総括に関する事。</p> <p>課の庶務に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>
維持係	<p>給水装置、配水管、配水枝管及び同付属設備の修繕に関する事。</p> <p>漏水防止作業に関する事。</p> <p>給配水の漏水防止対策に関する事。</p> <p>応急給水作業及び排水作業の実施に関する事。</p> <p>無線通信装置の操作に関する事。</p> <p>主管に属する断水及び放送に関する事。</p> <p>主管に属する自動車の配車及び運行に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>
調査係	<p>管理図面等の作成及び整理保管に関する事。</p> <p>給配水管及び弁せん管理に係る協議並びに立会い調査に関する事。</p> <p>弁せん、弁室調査整備に関する事。</p> <p>給配水の苦情処理に関する事。</p> <p>給配水計画に関する事。</p> <p>給配水管補修工事に伴う道路掘削申請等に関する事。</p> <p>主管に属する自動車の運行に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>

建 設 課

計画係	<p>水道施設の基本計画の策定に関する事。</p> <p>水道施設の防災対策整備事業計画の策定に関する事。</p> <p>水道施設の改良に関する事。</p> <p>受託工事の事務に関する事。</p> <p>水道事業変更認可、起債事業等に伴う申請に関する事。</p> <p>予定価格が別に定める随意契約の範囲を超えない工事請負契約に関する事。</p> <p>工事請負契約の変更に関する事。</p> <p>工事請負費の請求書の整理及び工事予算に関する事。</p> <p>課の主管に属する統計の総括に関する事。</p> <p>課の庶務に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>
建設係	<p>水道施設工事及び他企業等依頼工事の設計及び設計図書の整理保管に関する事。</p> <p>占用及び掘削の申請に関する事。</p> <p>公印の保管に関する事。</p> <p>主管に属する断水放送に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>
工務係	<p>水道施設工事及び他企業等依頼工事の監督及び精算に関する事。</p> <p>主管に属する断水放送に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>
給水係	<p>給水装置の改良に関する事。</p> <p>給水装置工事（修繕を除く。以下同じ。）の設計に関する事。</p> <p>給水装置工事の設計審査に関する事。</p> <p>給水装置工事に伴う加入金、手数料等の調定に関する事。</p> <p>給水装置工事の分岐立会い及び監督に関する事。</p> <p>給水装置工事の精算に関する事。</p> <p>指定給水装置工事事業者制度の運営に関する事。</p> <p>給水条例の違反の防止及び取締りに関する事。</p> <p>給水台帳の整理保管に関する事。</p> <p>貯水槽水道に関する事。</p> <p>開発行為に伴う水道施設の事務に関する事。</p> <p>給水装置工事に伴う道路掘削跡路面本復旧工事に係る立会いに関する事。</p> <p>区域外給水の依頼及び承諾に関する事。</p> <p>給水主管の受納に関する事。</p> <p>その他主管に関する事。</p>

配 水 課

配 水 管 理 係	<p>受水及び送配水計画に関すること。 受水及び送配水の調査運営に関すること。 受水及び送配水施設の維持管理に関すること。 受水場、配水場、配水池及び中継加圧ポンプ場の施設管理に必要な改良計画並びに工事の施行及び精算に関すること。 水道施設整備計画に基づく水源施設整備工事の立会い、監督及び精算に関すること。 水道法の規定による健康診断に関すること。 受水及び送配水作業に関すること。 受水場、配水場及び配水池の電気及び機械設備の整備に関すること。 受水場、配水場及び配水池の構内の保安及び取締りに関すること。 予定価格が別に定める随意契約の範囲を超えない工事請負契約に関すること。 課の主管に属する統計の総括に関すること。 主管に属する断水放送に関すること。 課の庶務に関すること。 その他主管に関すること。</p>
水 質 試 験 係	<p>水質の定期及び臨時の検査に関すること。 水質試験方法及び水処理の研究に関すること。 水質試験の受託に関すること。 水質試験の委託検査に関すること。 主管に属する自動車の運行に関すること。 その他主管に関すること。</p>

理 財 課

調 度 係	<p>給配水管設備に使用する材料の指定登録に関すること。 水道施設工事等の設計図書の審査に関すること。 工事請負契約の締結に関すること。 工事請負契約の適正な履行を確保するために必要な工事の検査、工事成績の評定及び検査報告に関すること。 八尾市水道局指名業者選定委員会に関すること。 庁舎及び附属施設の管理及び営繕に関すること。 電話等の維持管理に関すること。 自動車等の運行管理及び整備に関すること。 建物及び自動車保険その他の保険に関すること。 備品の管理の総括に関すること。 資材及び物品の売買、修理、出納保管及び検収に関すること。 資産の取得、管理、処分、明示等に関すること。 貯蔵品のたな卸し及び庫出価格の決定に関すること。 資材、物品等の請求書の整理に関すること。 指名競争入札参加申請書の受付等に関すること。 課の主管に属する統計の総括に関すること。 課の庶務に関すること。 その他主管に関すること。</p>
経 理 係	<p>財政計画及び資金計画に関すること。 予算原案及び説明書類の作成に関すること。 決算書及び財務諸表の作成に関すること。 剰余金の処分及び積立金に関すること。 計理状況及び業務状況に関すること。 企業債及び一時借入金に関すること。 収入及び支出の事務審査に関すること。 収入及び支出の集計表の作成に関すること。 固定資産の評価及び減価償却に関すること。 企業出納員の補助事務に関すること。 その他主管に関すること。</p>

3 職員構成

(1) 職員構成及び配置

所 属	役 職		部 長 級				次 長 級		課 長 級				課長補佐級				
	局 長		理 事		次 長		課 長		参 事		水道 技術 管理 者	課長補佐		主 幹		企 業 出 納 員	
	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術	事務	技術		事務	技術	事務	技術		
水 道 局		1			1	1			2		[1]						[1]
総 務 課							[1]					1					
総 務 係																	
情報管理係																	
計							[1]					1					
営 業 課							1										
業 務 係																	
計 量 係																	
収 納 係																	
計							1										
管 理 課								1					1				
維持管理係																	
維 持 係																	
調 査 係																	
計								1					1				
建 設 課								1					1				
計 画 係																	
建 設 係																	
工 務 係																	
給 水 係																	
計								1					1				
配 水 課								1					1		1		
配水管理係																	
水質試験係																	
計								1					1		1		
理 財 課							1					1					
調 度 係																	
経 理 係																	
計							1					1					
合 計		1			1	1	2	3	2		[1]	2	3				[1]

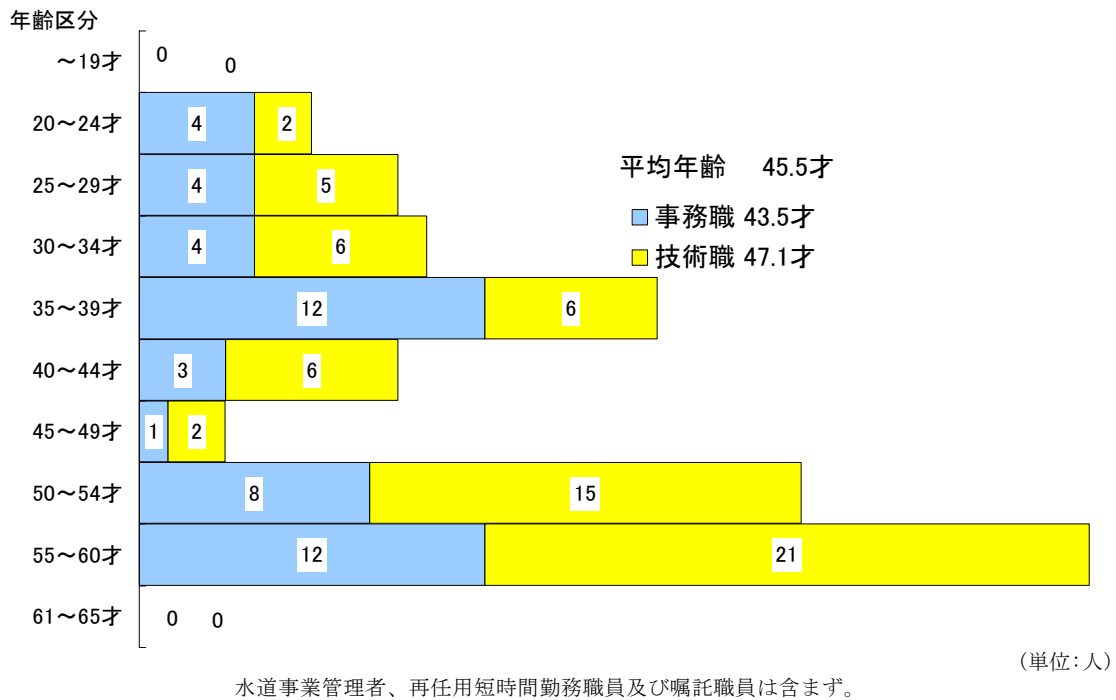
平成20年3月31日現在

係長級				事務職員	技術職員	事務職員	技術職員	職員計			再任用短時間勤務職員	嘱託職員	合計
係長		主査						事務職	技術職	計			
事務	技術	事務	技術										
								3	2	5			5
								1		1			1
2		2(1)		3(1)				7(2)		7(2)	1	2	10(2)
2			2	2(1)				4(1)	2	6(1)			6(1)
4		2(1)	2	5(2)				12(3)	2	14(3)	1	2	17(3)
								1		1			1
1		1(1)		2(1)				4(2)		4(2)	1		5(2)
1		5(1)		2				8(1)		8(1)			8(1)
1		2		2(1)				5(1)		5(1)	1		6(1)
3		8(2)		6(2)				18(4)		18(4)	2		20(4)
									2	2			2
1		2(1)		1				4(1)		4(1)			4(1)
	2		4		7				13	13			13
	1				2				3	3	1		4
1	3	2(1)	4	1	9			4(1)	18	22(1)	1		23(1)
									2	2			2
	1		2						3	3			3
	1		1		5				7	7	1		8
	1		4		5				10	10			10
	1		3		1				5	5	3		8
	4		10		11				27	27	4		31
									3	3			3
	2		1		4				7	7	1		8
1				1				2		2			2
1	2		1	1	4			2	10	12	1		13
								2		2			2
1	1	1	1	1	2			3	4	7			7
1		2(1)		1				4(1)		4(1)			4(1)
2	1	3(1)	1	2	2			9(1)	4	13(1)			13(1)
11	10	15(5)	18	15(4)	26			48(9)	63	111(9)	9	2	122(9)

水道事業管理者は含まず。〔 〕は、兼務（計に含まず）。（ ）は、うち女性職員数。

(2) 年齢別職員構成

平成20年3月31日現在



(3) 勤続年数別職員構成

平成20年3月31日現在

